

警報発令・災害等発生時の児童の安全対策について

1 台風等による警報発表時の対応

別紙東海市教育委員会による「警報発表時の児童生徒の対応等について」の文書の内容に従って対応します。

- ① 安全に帰宅できると判断した場合には、速やかに下校させます。
・状況に応じて、通学班下校、又は引渡しによる下校を行います。
- ② 帰宅が困難と判断した場合には、安全が確保されるまで校内に待機させます。

2 大規模地震発生時における対応

① 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応（東海市防災危機管理課より）

≪学校の対応フロー≫

南海トラフ地震臨時情報（調査中）		
以後発表される情報に留意し、後発地震に備えた防災対応を行いつつ、通常通りの授業を継続する。		
気象庁が、最短2時間で情報を発表		
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）
後発地震に注意し、原則教育活動を継続します。		地震の発生に注意しながら、通常の教育活動を行います。

② 児童在校時に大規模地震が発生した場合の対応

児童在校時に大規模地震が発生した場合、下記に示した流れに沿って避難します。
お迎えに見えた方から、保護者の方への引渡しによる下校とします。

大地震発生 → 机の下など安全な場所への一次避難 → グラウンドへの二次避難

・「大津波警報」「津波警報」が発令された場合 ・津波に関する情報収集が困難な場合	・明確に津波のおそれがないことが確認できた場合
①三次避難場所（清水脇市道）【別紙参照】へ避難する。 ②津波のおそれがないことが明確になるまで、そのまま待機する。 ③津波のおそれが明確に無くなったら、防災備蓄のある学校へもどる。	①学校で待機する。 ②天候によっては、建造物の応急危険度判定を行い、安全を確認したのち、校舎または体育館で待機する。
お迎えにみえた保護者の方へ引渡しを行います。	

③ 児童登校前に大規模地震が発生した場合の対応

児童がご家庭にいる間に、大規模地震が発生した場合、以下の表のように対応をしてください。

東海市内で震度5弱以上の揺れの地震が発生した場合 「大津波警報」「津波警報」が伊勢・三河湾地域に発令された場合	・連絡があるまで自宅待機をしてください。 ・保護者の方の元で、命を守る行動をとってください。 ・学校の再開については、状況が落ち着いてから、eメッセージで配信します。
東海市内で震度4以下の揺れの地震が発生した場合	・原則学校は開校します。 ・保護者の方の判断で、登校に危険があると判断された場合は欠席とし、学校に連絡をお願いします。
震度に関わらずご家庭に被害があった場合	・児童の出欠については、保護者の方の判断により決定してください。欠席される場合は、学校へご連絡ください。

3 引渡しについて

地震や風水害など、引渡しによる下校が必要であると校長が判断した場合には、授業を中止し保護者への引渡しを行います。以下の点について、あらかじめご確認ください。

- ・引渡し開始時刻については、eメッセージでご連絡します。ただし、大規模地震による通信途絶などで、eメッセージによる連絡ができない場合もあります。その場合は、ご家庭で災害情報をご確認の上、学校または三次避難場所（清水脇市道）へお迎えにお越しください。
- ・引受けには、ご家族の方か、防災対策カードに緊急引受人として記入した方がお越しください。
- ・引受けには、徒歩または自転車でお越しください。自家用車でのお迎えは、ご遠慮ください。ただし、徒歩や自転車での移動が危険と判断した場合には、別途eメッセージでご連絡いたします。
- ・引渡し場所は、原則として学校または三次避難場所（清水脇市道）とします。ただし、三次避難場所でも津波などの危険が予想される場合には、その時点でより安全と判断される場所に避難することがあります。

児童引渡しの手順

- ① 引渡し場所へ到着後、学級別に待機している児童の所へ行ってください。
- ② 担任に、「引取り人氏名」「続柄（関係）」「引取り時刻」の3点の確認を受けてください。
- ③ 複数学級に児童が在籍する場合は、それぞれの学級で同じ手続きをとってください。
- ④ 児童と一緒に下校してください。

4 津波避難場所 清水脇の市道

標高 10.1 m 運動場より約 1 km 徒歩約 15 分

-----・避難経路



※ 津波の状況により、近隣のさらに高台（木田方面）へ移動することがあります。

※ 引渡しの際は、必ず徒歩でのお迎えをお願いいたします。